

市政記者各位

令和5年6月28日
住宅都市局住宅計画課

6月29日より

「マンション長寿命化促進税制」がスタート

支援策も
新設！

地方税法が改正（令和5年4月）され、マンションの長寿命化を後押しするため、必要な積立金の確保などの、一定の要件を満たすマンションにおいて、**固定資産税額を減額する特例措置**が創設されました。

福岡市では、市内の分譲マンションの管理適正化を積極的に推進していくため、**減額割合を法で定められた範囲のうち最大の2分の1**とします。

併せて、長寿命化工事に必要な積立金の確保を目的とした**長期修繕計画の作成や見直しに係る費用の一部を負担**する制度を**市独自の支援策**として新設します。

1 特例措置の概要

一定の要件を満たすマンションにおいて、長寿命化工事（屋根防水工事、床防水工事、外壁塗装等工事の全て）が実施された場合に、その翌年度に課される当該マンションの建物部分にかかる固定資産税額を減額する特例措置です。（1戸当たり100㎡を上限）

対象となる マンション の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・戸数が10戸以上であること ・築後20年以上が経過していること ・過去に長寿命化工事を実施していること ・2回目以降の長寿命化工事を令和5年4月1日から7年3月31日の間に完了していること ・将来の長寿命化工事の実施に必要な積立金の確保を計画していること※ <p>※ 管理計画認定制度の認定を受けていること など</p>
-----------------------	---

2 福岡市の管理組合向け支援策

6月29日よりスタート

新設

長期修繕計画の作成や見直しに係る補助金

将来の長寿命化工事の実施に必要な積立金の確保を目的とした長期修繕計画の作成や見直しに係る費用の**2分の1（上限30万円）**を補助

【対象要件】 管理計画認定制度の基準に適合する長期修繕計画を作成すること 等

【対象経費】 計画作成に要する経費 等

継続

マンション管理計画認定申請促進事業補助金

管理計画の認定取得を促進するため、認定申請に係る組合活動の経費の2分の1（上限5.5万円）を補助

継続

- マンション管理士派遣事業
- 管理規約適正性診断
- 高経年マンション運営支援事業
- マンション管理士等による無料相談 など



3 福岡市ホームページ

【公開】 令和5年6月28日（水）11時
【URL】 https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/shisanzei/life/tyojumyouka_gengakusoti.html



【問い合わせ先】
住宅都市局住宅部住宅計画課
電話 092-711-4598